

第 2 5 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 4 2 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	1 0	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	1 4	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	6	福野 憲二	委員	1 7	山川 芳範
委員	7	森地 良彦			

5. 欠席委員 議席 1 5 番 林田 清光 委員

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 1 7 番 山川 芳範 委員
議席 1 8 番 今井 百合 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第117号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

○専門委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長 小西 征義

局長補佐 西田 輝彰

係長 吉澤 真子

係長 澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、林田清光委員。遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席17番山川芳範委員と議席18番今井百合委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第117号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号34について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号34番について説明します。
調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。当該農地は相続人不存在により、相続財産清算人が管理業務を預かっている農地であり、これまでから地域の営農組合が農地管理を行っていたことから、これを譲受人として、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は手広く地域の耕作を担っている農地所有適格法人であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号34については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。3条調書、整理番号34番について、事務局の説明の通りです。6月28日、黄瀬推進委員と関係者3名で現地を確認しましたところ、農事組合法人うしかいが耕作しており、今後も引き続き耕作されるため、農地利用最適化推進に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号8番黄瀬です。山崎農業委員と事務局の説明の通りです。申請地はすでに農事組合法人うしかいにより水稻が耕作されており、今後も適切に農地管理をされると聞いておりますので、農地利用最適化の推進に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号34について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号34については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号35について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号35番について説明します。
参考図は3ページから4ページまでです。
申請地は、市街化区域内の白地農地です。譲渡人は、近隣で予定されている分譲宅地の開発事業のために、自身の農地を供することとなったため、代替地として耕作できる農地を探していたところ、譲渡人との間で農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は農作業歴もあり、周囲が茶畑であることから、申請地にて茶の栽培を行う予定です。勤務地の都合で住民登録は市外にあるものの、日常的に帰省し、農地管理を行っている旨、代理人から確認をしております。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号35については、議席1番藤井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番藤井です。3条調書、整理番号35番について説明いたします。

詳細は、事務局の説明の通りです。令和7年6月30日に代理人から説明を受けました。譲受人は他市の在住ですが、農業の経験があり、農機具も多数所有されております。今後も営農継続することを約束されています。また現地は茶畑で、若干背丈が伸びていますが、今後も適切に管理されると聞いていることから、当申請は許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号11番池本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号11番池本です。3条調書、整理番号35番について、事務局と藤井農業委員の説明の通りです。当申請は交換登記であり、所有農地に不動産業者が分譲住宅地を計画し、農地売却を求められたため、売却する農地の一部を別途確保するため、代替農地として今回取得されました。当農地の周囲は茶畑であり、当申請地も同様に茶を栽培されます。以上により、農地利用最適化推進に問題ないと考えます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号35について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号35については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号36について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号36番について説明します。
参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えず処分を検討していたところ、申請地近隣で居宅を購入し、農地で耕作を考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は取得する居宅にほど近い当該地にて、野菜の栽培を行う予定です。農業未経験であるものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあた

り、身の丈にあった耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号36については、議席1番藤井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番藤井です。3条調書、整理番号36番について説明します。令和7年7月6日に土地家屋調査士、池本推進委員とともに現地確認を行い、詳細な説明を受けました。譲受人は空き家バンクを通じて農地に隣接した土地と建物の購入と同時にその隣接農地も購入されました。譲受人は農業の経験はありませんが、農地は自家消費用の野菜栽培に活用されます。また地域の方からも歓迎されているとのことです。以上のことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号11池本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号11番池本です。3条調書、整理番号36番について、事務局及び藤井農業委員の説明の通りです。該当農地周辺は、露地野菜を作付されており、当該農地においてもこれまでと同じように、露地野菜を耕作される予定です。以上、農地利用最適化推進に問題ないと考えます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号36について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号36については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号37については、整理番号38と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号37番及び整理番号38番について説明します。

まず、整理番号37番の参考図は7ページから8ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は将来を見据えて、農地を管理できる農業者を探していたところ、農地を取得し、規模拡大を考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は製造業を営む事業者である一方、当該地を拠点にオリーブの栽培を計画しており、加工品や関連品も含めて今後販売を展開するうえで、幹線通り沿いの当該地を適地と考えられたもので、当該地にて、オリーブ関連の栽培を行う予定です。

次に整理番号38番について説明します。

調書は4ページ、参考図は同様に7ページから8ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地であり、前号の南側隣接地です。経緯についても、前号同様に、譲渡人は将来を見据えて、農地を管理できる農業者を探していたところ、農地を取得し、規模拡大を考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて、オリーブ関連の栽培を行う予定です。譲受人は、農業への従事期間を十分に確保されるほか、栽培する農作物や植物をメインに地域を盛り上げ、またインターネットでの販売活動など多様な手法を駆使しながら、事業に取り組む旨の営農計画書が提出されていることから耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長

3条調書、整理番号37および整理番号38については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委

議席番号5番中本です。7月7日、大森推進委員と譲受人の立ち会いのもと、現地確認を行いました。詳細は事務局の説明の通りです。当該申請地でオリーブの栽培を行い、加工品をされる予定です。大変意欲的であり、農地利用最適化推進に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

続いて、区域番号17大森推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局

代読します。当申請については、現地確認の上、農地利用最適化推進に支障はなく、特に意見はありません。以上です。

- 議 長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。
- 委 員 　【質問等なしの声】
- 議 長 　ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号37について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　【挙手全員】
- 議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号37については、許可することに決定いたします。
- 議 長 　続きまして、3条調書、整理番号38について、採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　【挙手全員】
- 議 長 　挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号38については、許可することに決定いたします。
- 議 長 　続きまして、3条調書、整理番号39について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　整理番号39番について説明します。
参考図は9ページから10ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。当該農地は相続人不存在により、相続財産管理人が管理業務を預かっている農地であり、現状不耕作で、荒廃化が進むことを見かねた隣接農地を所有する譲受人が、農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて、果樹の栽培を行う予定です。申請地は獣害がひどく、利用状況調査で赤区分となっている箇所であるため、果樹栽培においては、獣害柵の設置や保全対応含め、相応の管理努力が必要である旨、譲受人に伝えたところ、承知したうえで、今回の申請がなされました。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議 長 　3条調書、整理番号39については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。6月8日、大森推進委員と譲受人の立ち会いのもと、現地確認を行いました。詳細は事務局の説明の通りですが、農地周辺は、谷間で山に囲まれており、獣害がひどく、不耕作地となっています。譲受人によると、過去に近隣農地を取得した経緯があることから、今回もその隣接地として取得することになりました。農地取得後は、樹園地として管理するとのことです。

耕作するには厳しい環境ではありますが、譲受人は市内建設事業者の役員であり、耕作に必要な体制を整えられるとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号17大森推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。当申請については、現地確認の上、農地利用最適化推進に支障はなく、特に意見はありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。

議 長 黄瀬農業委員。

黄瀬農委 議席番号13番黄瀬です。中本委員に質問します。申請人は、過去に今回の申請地の近隣農地を取得され、申請地周辺はこれまで獣害被害により不耕作とのことでした。しかしながら、農地を習得する以上は、耕作することが大前提となることから、過去に取得された近隣農地は、現在どのような状態なのでしょう。また、今回新たに農地取得された経緯についてもお尋ねします。

議 長 中本農業委員。

中本農委 申請人が、近隣農地を取得されたのは、令和3年であり、前農業委員のときでしたので、当時のことについて聞き取りを行いましたところ、以前から水利環境が悪い中、除草作業から始め、梅の栽培を試みられたとのことでした。近年は、定植した樹木を取り除き、掘り起こされるなど、獣害被害がひどいため、耕作を据え置かれていたことから、草木が繁茂していました。今回の3条申請を受けて、過去に農地取得し、据え置いていた農地については、耕作を再開し、保全管理をすることが必要である旨を申請人に伝えたところ、これを承知され、除草管理や獣害柵の設置など、必要な対策を行うとのことでした。不耕作地の農地取得案件については、定期的に農地パトロールを行うなど、推進委員と連携し、日頃の活動の中で注意深く見守っていきたいと考えています。

議 長 黄瀬農業委員、よろしいですか。

黄瀬農委 はい。

議 長 ほかにご質問等はございませんか。

議 長 ご質問等もないようですので、整理番号39について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号39については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号40について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号40番について説明します。
参考図は11ページから12ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地の近くに居住しており、周囲の道路から一団高い傾斜地である当該地で、果樹の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号40については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号40番について、説明します。譲受人は、家の進入路に面する畑で、6月22日に私と阪口推進委員で、現地確認を行った時には、すでに大変綺麗に管理をしておられました。また、当申請地については、以前から適切に管理しておられる農地でしたので、農地利用最適化推進に問題がないものと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号22阪口推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号22番阪口です。3条調書、整理番号40番について、申請地は中山

間地にあり、草刈りのみ行われていましたが、当申請地近くに住んでおられる譲受人が、今後自家菜園として果樹栽培を行い、農地を管理されることになりました。近隣にお住まいの方がおられなければ、多分荒廃地になっていたかもしれませんが、今後は中山間地の荒廃防止と土地の有効利用が図られることから、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号40について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号40については、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、3条調書、整理番号41について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号41番について説明します。

参考図は13ページから14ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、空き家バンクを通じて農地取得を考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にほど近い箇所にある建屋を購入予定であり、申請地にて野菜及び果樹の栽培を行う予定です。まずは建屋のリフォームを優先しつつ、その間は保全管理を行い、生活が落ち着いた頃を見計らって、徐々に農業への従事期間を確保していき、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 　3条調書、整理番号41については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号41について補足説明します。詳細は、事務局の説明の通りです。譲受人は、住所は他府県の方です。当該農地に隣接する居宅を空き家バンクを通じて購入されました。建て替え後に入居される予定です。当該農地にすでにある柿や栗の樹木は引き続き管理され、一部の荒廃地については、移住後に畑として耕作されるということです。長い目で見ることがあるため、今後も状況を把握し、お声掛けをしながら進めていきたいと考えています。空き家バンクを通じて、甲賀市民が1人でも増えてくれることはありがたいことです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号24緩利推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号24番緩利です。7月13日、土地家屋調査士、地主、緩利農業委員とともに現地確認を行い、詳細な聞き取りを行いました。譲受人は居宅を購入し、建て直した後、果樹が植えられている畑の管理と今後は徐々に野菜を耕作しつかれるということです。農地利用最適化推進に問題はないと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、伺います。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号41について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号41については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号42について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号42番について説明します。
調書は5ページ、参考図は15ページから16ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住していることもあり、これまで地域の営農組合と連携して農地管理を行っていたところ、フリースクールを運営し、地域の子どもの農作業に触れる機会を提供したいと考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受

人は、市内を拠点として授業や工作などの他、自然体験の活動の場や体験の機会を通じて取り組んでいる団体であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。取得する農地面積が大きいものの、本人の他、親族ならびに経営仲間の応援を受けられるほか、地域の農業者から農機具や営農支援も受けて活動されることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号42については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号42について説明します。事務局の説明の通りです。7月6日に譲受人から詳細な聞き取りを行いました。水口町でフリースクールを経営されており、事業の一環として水稻作を計画され、今回、農地購入されることになったそうです。地元の農家とも連携して耕作し、管理も徹底していくこと、家族で耕作され、また農機具等の購入等についてもしっかりとした計画がおありですので、当申請については、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号34番和田です。事務局と福永農業委員の説明の通りです。許可要件の中の地域との調和について、補足説明します。新治区の水利員との説明も終え、新治区改良組合への参加説明、水利費の納入、田の周辺の草刈と地域活動の参加です。地域活動の参加については、今後地元の区長とも面談を考えております。早く地域と調和し、やりやすい環境を作っていきたいと考えています。農地利用最適化推進に問題はないため、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号42について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号42については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第117号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号19について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番について説明します。

調書は7ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の農用地区域内農地です。営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用の申請です。譲渡人、譲受人は、4年前から土地の有効利用を目的に、太陽光発電設備設置を申請され、農地の賃貸借について営農型発電施設として3年間毎の一時転用許可を受けており、おおきく2箇所ある申請内容の内、1箇所目は令和7年3月総会にて更新手続き済みであり、今回は、残る2箇所目について令和10年9月までの一時転用の更新申請を行われたものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可可能となっております。太陽光発電施設の下部では、柵を作付けされています。更新にあたっては、下部農地での単収が周辺地域の平均的な単収と比較して、概ね8割確保されていることなど、営農状況を総合的に審査することになりますが、当初申請計画において、事業開始後8年目以降の収穫を見据えており現在は剪定や芯摘みなど、株を大きくする時期になることから、収量要件を満たしません、やむを得ないと考えられます。1箇所目の更新審査では、パネル周囲において除草管理が十分行われていない箇所が見受けられたため、営農の適切な継続の観点から、今後は除草管理を徹底し、柵本体の生育に影響がでないように十分生育管理をする旨を条件として記しておりましたが、本案件ではそれを受けて、獣害などの跡が見受けられるものの、営農者にて継続した農地管理とその対策がなされていることを確認した旨、農業委員および推進委員からの意見書が添付されています。この他、設備に関しては、支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっております。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

- 議 長 5条調書、整理番号19については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号11番奥村です。事務局の説明の通りです。6月19日、申請者立ち会いのもと、藤井推進委員と3名で現地確認を行いました。3年前に植えられた榊ですが、獣害被害により成長はよくありません。草刈り、柵の修繕など努力しておられることから、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号19番藤井です。ただいまの説明の通り、草刈りなど十分にしていただけのことでしたので、農地利用最適化推進に問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 議 長 勝井農業委員。
- 勝井農委 議席番号9番勝井です。榊を撤去してから太陽光パネルを建てられるということですか。
- 奥村農委 そうではなく、荒れた不耕作地に太陽光パネルを設置して、その下に榊を植えられております。8年後からは出荷できるように、現在管理しておられるところでは。
- 勝井農委 ありがとうございます。現在、太陽光パネルが設置されている状態ということですね。
- 議 長 太陽光パネルの設置は3年ごとに許可が必要ですので、今回はその許可の更新にあたります。勝井農業委員、よろしいですか。
他にご質問等ございましたらお伺いします。
- 議 長 今井農業委員。
- 今井農委 議席番号18番今井です。勝井農業委員から質問がありましたが、今後も審議する際の判断材料として、太陽光発電の大まかな条件、例えば3年、5年などの条件を把握した上で、今後も審議していただく必要があると思いますので、事務

局より再度、営農型太陽光発電施設について、説明していただきたいと思
います。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、太陽光発電について説明します。本来、農地における転用行為はすべて
4条ないし5条の許可が必要であり、太陽光発電の設置についても、4条ないし
5条の許可案件となって参ります。その中で、農地すべてにおいて転用できるも
のではなく、農用地、いわゆる青地については、農地上の最大の規制がかかって
いるところですので、そのような場所で、仮に太陽光を設置しようとするこ
とは、禁止条項に当たりますので、許可ができないということになります。今回の
申請内容のポイントは、あくまでも耕作を継続しながら、その上部空間を活用し
太陽光を設置する、つまり太陽光パネルを設置することが目的ではなく、それを
設置したことの収入も踏まえて、最終的にはその下部の農地耕作をしっかりと継続
する、このような環境が整うのであれば、農用地、青字でも許可できるという例
外規定が、平成20年後半に再生可能エネルギーの法律が改正され、可能になり
ました。この案件については、3年前に許可を取られ、今回はその許可の更新で
あり、一度許可すれば未来永劫この取り組みができるというものではなくて、一
時転用許可に当たります。当市では、これを3年ごとにしており、3年後もなお
適切に耕作が行われていることが認められれば、さらに3年許可するという流れ
であります。当然、その際に不適合であれば、上部パネルは撤去、農地にしっか
り戻していただくという流れでございます。本案件がそのような案件であるこ
とを改めてご理解いただければと思います。補足説明は以上です。

今井農委 ありがとうございます。この太陽光パネルは、事業を推進する上での補助金
など申請要件は厳しいのでしょうか。

事 務 局 はい。質問にお答えします。太陽光パネルに対して補助が出る、出ないについ
ては、個別具体的なことであると思います。ただ、補助の有無に関係なく、要件
は大変厳しい審査となっております。東北の地震以降、再生可能エネルギーに注
目されて、農地でもこのようなことが可能である意味でこの制度が始まりまし
た。制度が導入された当初は、その主目的が太陽光に行きついてしまい、下部の
農地が荒廃してしまうという事例が、国内で散見されたため、農水省や再生可能
エネルギーを扱う環境の部局の方が連携し、全国的な指導のもと、営農型発電を
しようとするならば、相当な基準を持って厳しく対応しますというような制度に
なりました。その要件の1つが、地域の平均的な収量、農業の単収に対して8割
を確保しないと、その事業は認められませんよということで、例えば収量の要件
を厳しく審査されております。いずれにしても、この事業は大変厳しい案件
のもとに行う例外的な制度でございますので、事業者にとっても、相当な審査を

受けて申請されますし、許可する側にとっても相当な審査をして許可するものですので、厳しい要件のもとに行うものだという事をご理解いただけたらと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。勝井農業委員、よろしかったでしょうか。

勝井農委 はい。

議 長 営農型太陽光発電設備の設置は3年に1回の一時転用の更新となります。3年後、委員の皆さんが在籍しておられれば、また当案件が出てきますので、お知りおきください。

他に何かご質問等がありますでしょうか。

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号19について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号19については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書 整理番号20について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号20番について説明します。

参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域の第3種農地です。申請内容は、中古車展示場を目的とする農地の賃貸借です。申請によると、車販売業を営む譲受人において、中古車販売が好調の折、会社近くの当該申請地にて新たに展示場の設置を計画されています。令和5年11月及び令和6年7月にも同一内容にてそれぞれ許可申請をされていますが、仕入れ車両が増加しており、既存の展示スペースが不足していることから、申請をされたものです。造成工事については、茶畑を伐根後、地盤をそろえる程度の切土盛土のほか、砕石敷き均しにより整地処理をし、駐車区画22台分を確保されます。特段の構造物などの設置はなく、雨水排水は自然地下浸透ですが、隣接する里道側に勾配を設けるとともに、隣接茶畑との通路部分で縁切りされ、一定の離隔があり、かつ隣接農地所有者の同意も得られていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。さらに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号20については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書、整理番号20番について、事務局の説明の通りです。申請者立ち会いのもと、6月19日、藤井推進員とともに現地確認を行いました。周辺農地に被害はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19番藤井です。以前にありました案件の、延長線上にあることですので、農地利用最適化推進に問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 奥村農業委員。

奥村農委 議席番号11番奥村です。現地確認時に、申請者から許可前に茶畑だけは伐採してもよいかという質問いただいた際、私と藤井推進委員は事前着工になると判断したため、伐採してはいけない旨お答えしました。また先日、申請者から機械の都合で茶畑だけは伐採できないかご相談があり、判断に苦慮したため、事務局にお尋ねいただくようお伝えしました。この場合、農地法の解釈から事前着工とはどの行為からなのか、教えていただきたい。

議 長 事務局。

事務局 奥村農業委員のご質問にお答えします。その行為が、農地性を失わないかが判断のポイントであると考えております。農地法では、転用行為は厳しく規制されているものの、田から畑への転換、簡易ハウスの設置、作業道路や水路の新設など、いわゆる営農の範囲であれば、許可手続きは不要となります。円滑に農業を進めていく上で、すべての行為に許可を与えてしまうと、農業振興の停滞を招くからであると解釈しています。

今回、茶畑を伐採するまでの行為については、いわゆる茶畑から畑に転換する行為となるため、引き続き農地性があると考えますが、例えば、伐採後に砂利や

碎石などを投入したり、整地作業のために重機で地ならしを行うことは、農地性がないと考えられるため、事前着工となり、指導すべき対象だと考えております。しかしながら、実際そのような解釈であるにしても、第三者から見て許可後の工事が事前着工かどうか、一概に判断できないと思われまますので、そのような疑念を抱かれないように、基本的には、すべての行為は許可後に行うのが最善の方法であると考えておりますので、今後はそのようにご対応をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。皆さん、ただ今の説明についてご理解いただきましたか。

他にご質問等がありましたらお伺いします。

議 長 奥村農業委員。

奥村農委 議席番号11番奥村です。再度、確認します。現地確認時には、すでに駐車場の用途として転用されることを認識した上で、茶畑だけは伐採しても良いとお答えするのですか。今後も茶畑の農地転用が増えていく中で、どのように対応していけばいいのですか。

議 長 事務局。

事務局 先ほど申し上げたように、法解釈的には農地性がない行為かどうかという部分が判断ポイントではありますが、そのようなご相談があった場合には、その行為が事前着工かどうか、判断が難しいと思います。お答えとしては、一般的にすべての行為が事前着工に当たるのではないかという視点に立って、注意、警告を促すようにしていただけたらと考えています。以上です。

議 長 今後、ご不明な点や判断に苦慮する場合は、事務局に問い合わせさせていただいたり、役員会の協議事項として挙げていただければと思います。

他に何かご質問ありましたらお伺いします。

議 長 勝井農業委員。

勝井農委 議席番号9番勝井です。すでに茶畑は伐採されたのですか。

奥村農委 機械の都合上、茶畑だけは伐採されていると思いますが、委員がお断りしても、事務局で伐採を許可されたことが浸透していくと思います。今後のために、意思統一しておいた方がいいと思います。

議 長 今井農業委員。

今井農委 議席番号18番今井です。他市町はどのように対応されているのか。

事務局 農地法には、事前着工という概念が定義されているものではなく、また他市町の運用を調査、ヒアリングしたわけでもありませんので、先ほどから申し上げているように、農地性があるかどうかというのが1つのポイントであるのと、今回の件で、事務局から法解釈の部分を説明しましたが、すべて承知の上で、仮に事業者様の方が行為に及ばれた場合には、先方が認識されたうえでの行為だと考えられます。今後、例えば訴訟や裁判になった場合には、事務局として妥当性を判断しないとイケないのですが、ここまでが農地の範囲であると訴えられれば、事務局としては、反論できないと考えます。また、事業者も相当な覚悟をもって行われる行為だと思いますので、基本的にはそのようなことはないように、事務局としても啓発、警告、注意をしてお案内するべきであると思います。以上です。

議 長 勝井農業委員。

勝井農委 議席番号9番勝井です。本日の審議よりも以前に茶畑を伐採されているのかお尋ねしたい。

議 長 事務局。

事務局 委員会の現地調査を7月中旬に行いましたが、その際には茶畑を確認している。それ以降は、現地把握はしておりません。

勝井農委 ありがとうございます。

議 長 他に何かご質問等ありましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号20について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号20については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第118号については、以上であります。

議 長 続きます。報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は8ページから10ページ、参考図は23ページから28ページまでです。
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第5条の届出が7件であり、駐車場、コンビニエンスストアを目的とするものです。説明は以上です。
また、農地法施行規則第29条の届出が1件、こちらは、隣接地で住居建て替えの調査を行った際の土地整理の中で、農舎が青地農地に組み込まれていたことが判明したことから、これを現況に合わせるための申請となっており、いずれも資料ご覧のとおりです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等はありませんか。

議 長 続きます。報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は11ページ、参考図は29ページです。今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は2件です。調書に記載の通り、周囲より低い農地で農作業が困難なことから、道路高まで嵩上げをし、田から樹園地に転換をするものです。なお、盛土規制法の規制対象となる可能性があるため、このことを申請代理人に伝えていること申し添えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等はありませんか。

議 長 報告案件は以上です。
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きます。報告事項に入ります。

議 長 最初に、「意見書検討委員会」について、林田委員が欠席ですので、事務局が代読いたします。

事務局 林田委員長に代わり、事務局の吉澤が代読します。
7月11日に1回目、31日に2回目の意見書検討委員会を開催しました。
内容は、5月下旬の各地域のブロック会議にて聴取しました「今年度農地利用最適化推進施策に関する意見書にかかる意見」をとりまとめた後、事務局にて素案を作成し、1回目の会議にてその素案について検討しました。その後、事務局で原案を作成、2回目の会議にてその原案を検討し、8月中旬を目途に事務局で最終案を完成し、今月20日頃に全委員に最終案をタブレット配信する予定をしています。以降の予定については、9月3日の役員会にて最終案を協議、9月10日の総会にて議案上程、22日には市長へ意見書を提出する予定をしております。以上報告とします。

議長 続きまして、「広報編集委員会」について、森地委員お願いいたします。

森地農委 7月10日、総会終了後に第3回広報編集委員会を開催し、「農業委員会だより」第41号の原稿最終確認を行いました。
本日、皆様のお手元に「農業委員会だより」第41号が完成しましたことを報告します。編集委員の皆様には、これまでのご協力に心より感謝いたします。各推進委員の皆様には、各協力員（各改良組合長）様へ配布していただく封筒を、ブロック会議の際にお渡ししております。
今後とも、広報活動へのご理解とご協力をよろしく申し上げます。以上、広報編集委員会からの報告でした。

議長 最後に「制度検討委員会」について、黄瀬委員お願いいたします。

黄瀬農委 7月23日に第2回制度検討委員会を開催しました。
内容は、形状変更の運用についての説明と委員の改選に関することについて協議しました。特に、委員の改正については、委員の引き継ぎ事項になりますが、これまで通り、地域で振り分けた形で推薦をお願いする方がいいのか、改善するのかという議論がありましたが、推進委員については地域で密接にやりとりを行うことや、農業委員についても、コミュニケーションの観点から、やはり地域の方に担当していただくことが今のところ最善であるということから、全体で募集し振り分けることについては、今後再検討していくことになりました。今回は、従来の方法で、改良組合長に説明し推薦をしていただくという形で、協議しましたことを報告します。以上です。

議長 続きまして、報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事務局

- ・ 県常設委員会結果報告
- ・ 地域パトロール報告

- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・農業経営改善計画認定審査結果報告
- ・経過と予定

議長 報告事項は以上です。

議長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____